

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

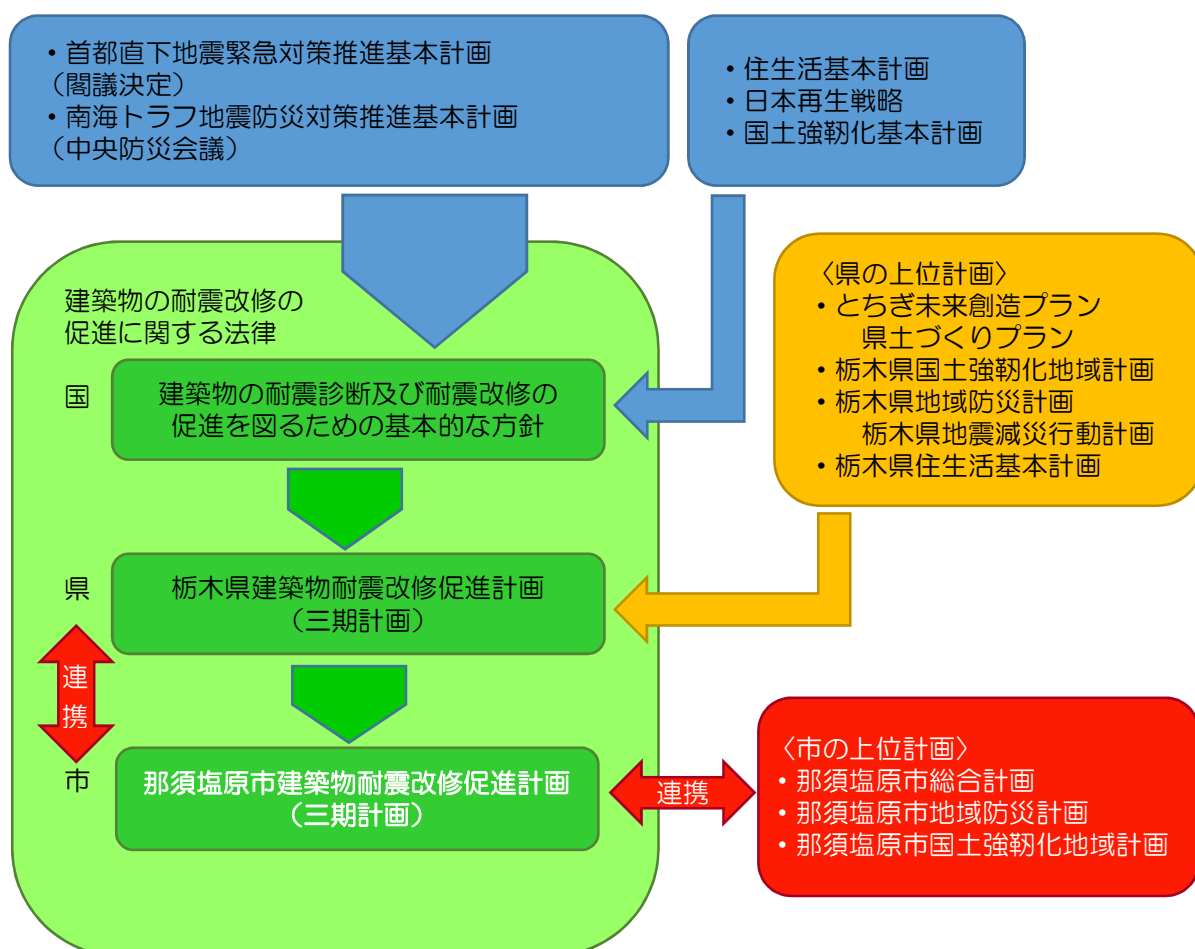
本計画は、県の「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」（以下「県計画」という。）に基づき、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づく計画として、平成28（2016）年10月に策定した計画を見直し、三期計画として定めたものです。

市政の基本方針である「那須塩原市総合計画」や災害対策の計画「那須塩原市地域防災計画」、減災対策の計画「那須塩原市国土強靱化地域計画」及び県計画との連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として位置づけます。

計画の位置づけイメージ図



3 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

4 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、南海トラフ地震及び首都直下地震等の発生の切迫性などから、平成25（2013）年11月に大きく改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等が行われています。また、平成30（2018）年6月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生しており、避難路等の安全性確保のための政令改正等が行われています。規制強化の主な内容は、次のとおりです。

- ・多数の者が利用する建築物等^{※2}のうち、一定規模以上のものについて、耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務づけ
- ・一定規模以上で避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務づけ
- ・全ての既存耐震不適格建築物^{※3}の耐震化の努力義務
- ・建築物の耐震性が確保されている旨を表示できる制度の創設
- ・所管行政庁の認定を受けた耐震改修における容積率・建ぺい率の特例
- ・区分所有建築物が耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）

※2 多数の者が利用する建築物等については、資料編 資料2 参照。

※3 昭和56年5月までに着工した住宅・建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないもの。